

Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会の 会則について

Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会会則（案）は、別紙のとおりとする。

Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

（目的）

第2条 実行委員会の目的は、2019年度及び2020年度のTokyoスイソ推進チームによる水素エネルギー利活用の見える化（以下「見える化」という。）の実施に必要な事業を行うこととする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 見える化の実施に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他見える化の実施に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 実行委員会は、別に定める協賛要領に規定する協賛を実施し、又は実施する予定がある団体であって別表第1に掲げる者（以下「参加団体」という。）をもって構成し、委員は参加団体が選出する者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、別表第1 実行委員会の欄に規定する参加団体が選出する委員を持って充てる。
- 4 監事は、別表第1 実行委員会の欄に規定する参加団体が選出する者を持って充てる。

（職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。

(任期)

第6条 委員等の任期は、第15条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事により実施する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の改廃に関する事。

(2) 基本方針に関する事。

(3) その他実行委員会が必要と認める事項に関する事。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事等は、別に定める協賛要領に規定する資金協賛、物品協賛又は広報・PR協賛を実施し、又は実施する予定がある団体であつて幹事会への参加を希望する者をもって

構成し、幹事は参加団体が選出した者をもって充てる。

- 4 幹事長及び副幹事長は、別表第1 幹事会の欄に規定する参加団体が選出する幹事を持って充てる。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
 - 6 第6条及び第7条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。
 - 7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。ただし、総会の審議事項を決定することはできない。
 - (1) 事業計画及び実施報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他幹事会が必要と認める事項に関すること
 - 8 第8条第4項から第8項までの規定は、幹事会について準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「実行委員」とあるのは「幹事等」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。
 - 9 前各項に定めることのほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専決処分)
- 第10条 幹事長は、緊急を要し総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第7項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、幹事長は、これを次の幹事会において報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

- 第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を東京都環境局地球環境エネルギー部内に置く。
- 2 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会 計)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 解 散

(解 散)

第15条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散したときに有する残余財産の取扱は、総会の議決を経て、別に定める。

第7章 補 足

(補 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

2 この実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から2020年3月31日までとする。

別表第1（第4条関係）

団体名	実行委員会	幹事会
公立大学法人首都大学東京水素エネルギー社会構築推進研究センター	○	○
一般社団法人水素エネルギー協会	○	
東京商工会議所	○	
公益財団法人東京都環境公社	○	○副幹事長
東京都石油商業組合	○	
岩谷産業株式会社	○	
川崎重工業株式会社	○	○
株式会社キッツ	○	○
株式会社神戸製鋼所	○	○
JXTGエネルギー株式会社	○	○
株式会社竹中工務店	○	○
千代田化工建設株式会社	○	○
東京ガス株式会社	○	○
東芝エネルギーシステムズ株式会社	○	
トヨタ自動車株式会社	○副会長	○
長野計器株式会社	○	
日本エア・リキード株式会社	○	
パナソニック株式会社	○	○
日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社	○	○
株式会社日立製作所	○	
日立造船株式会社	○	
株式会社フジキン	○	○
ブラザー工業株式会社	○	○
本田技研工業株式会社	○	○
三浦工業株式会社	○	○
三井住友信託銀行株式会社	○	
三菱化工機株式会社	○	
三菱日立パワーシステムズ株式会社	○	
足立区	○	
荒川区	○	
葛飾区	○	
世田谷区	○	
台東区	○	
練馬区	○	○
稲城市	○	
東京都	○会長、監事	○幹事長